



# 銀行交渉術 と 最新税務情報

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## (1) 賃料の支払いを猶予した場合

賃貸人と賃借人の交渉の結果、賃料の減額ではなく、一定期間、支払いを猶予する場合もあると思 います。国土交通省から公表されている「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その 2）」では、下記①及び②の支援措置においては、賃料を減額したことによる収入減 少の場合だけな く、①では、税・社会保険料の納付期限において書面等により賃料支払いを猶 予中の場合、②では書 面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱 われる見込みとされています。支払い猶予の場合も支援措置の適用対象になるかどうかの検討 をする必要もあると思われます。

支援措置	内 容
①国税・地方税・社会保険料の 納付猶予措置	令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する税・社会保険料につ いては、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年 2 月 以降の任意の期間（1 ヶ月以上）に おいて、事業等に係る収入が前年同期 に比べて概 ね 20%以上減少している場合かつ、一時に納付 することが困 難と認められるときは、無担保・ 延滞税（延滞金）なく、1 年間納付を猶 予する ことができる。
②固定資産税等の 減免措置	新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に 係る収入に相当の減 少があった場合、中小事業者、中小企業者が所有し、事業の用に供する家 屋（建物）及び償却資産（設備等）の令和 3 年 度の固定資産税及び都市 計画税が、事業に係る 収入の減少幅に応じ、ゼロ又は 1/2 となる。 具体的には、令和 2 年 2~10 月の任意の連続 する 3 ヶ月の事業に係る 収入が前年同期比 30%以上 50%未満減少した場合は 1/2 に軽 減、50%以 上減少した場合はゼロ（全額免除） となる。

## (2) 賃料以外の費用の減額

テナント等の賃料の減額に係る寄附金課税の取扱いは国税庁から示された通りですが、賃料 以外につ いても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先等に対する減額を行うことが あると思 いま す。この場合にも、賃料の減額と同じような書面を作成して、その減額が取引先等 の復旧支援目的で あることを明記することで、売上側の寄附金課税の問題は生じないと思われ ます。

(出典 税務懇話会)